

【ご注意下さい】  
このPDFデータは、校正段階（編集作業中）の  
データです。  
ご参考として、ご覧頂ければ幸いです。

## 第3版刊行にあたって

昭和43年に騒音規制法が制定されてから半世紀が過ぎ、昭和から平成、そして新たな年号へと時は流れ、急速な変化が起きています。高度経済成長期に問題となった激甚公害は法令による規制の甲斐あって改善が図られましたが、過去には想定されていなかった再生可能エネルギーから発生する騒音など発生源やライフスタイルの多様化は新たな公害をもたらす騒音苦情は減少するまでには至っていません。

これまで騒音による影響は人体に蓄積しないといわれてきましたが、国内外の長期暴露に対する健康影響調査から一定以上の大きさの騒音暴露は睡眠に影響を与え、心疾患のリスクを高めるなど新たな知見も増えてきています。

そして住民の多様なニーズに対し地域の状況にあった効率的な行政を果たすために、平成11年には国から地方への権限移譲が実施されました。法令に反しない限り、自治体自らの判断で事務を進められることが可能となり、地域住民との話し合い中で行政改革に取り組む動きも出てきています。

本書は騒音規制法制定後から数次の改正過程における逐条解釈、関連法令や環境基準に関する審議会答申などの関連資料を掲載しています。このような社会の変革の中にあって、本書が騒音公害の規制実務、環境影響評価や地域の事情に応じた運用等の検討など幅広く活用されるように願っています。

なお、本書初版より今次改訂に至る間、一貫してその出版企画、編集、執筆に心血を注がれた末岡伸一氏には、2017年8月、不帰の客とられました。

ご冥福をお祈りしつつ、本書を、敬愛する故末岡伸一氏に捧げます。

2019年3月

## 改訂にあたって

昭和 43 年に騒音規制法が制定されてから、かなりの期間が経ちましたが、依然として騒音の苦情や騒音にかかる訴訟が多く生じております。環境省の最新の騒音規制法施行状況調査によれば、騒音苦情は全国で約 16 000 件にのぼっており、前年よりも増加しております。さらに、工場等の総届出が約 207 000 件、建設作業の届出件数も 1 年間で約 68 000 件になっております。これは、国民のより良い環境を望む意識のほか、次々と新たな騒音源が生じていることにほかなりません。

本書『騒音規制の手引き』の初版は 2002 年 10 月に発刊され 4 年を経過しましたが、おかげさまで多くの方からご好評を得ることができました。この初版の発行以来、細かな法令等の改正もありましたが、慣れ親しんだ精密騒音計や普通騒音計の規格が廃止されサウンドレベルメータとして規格化されるなど、騒音の技術的事項が大きく改訂されました。そこで、改訂版として規定修正のほか、全般的に見直しをさせていただき、あわせて、古い資料も掲載してほしいとの読者からの要望もあり、若干の資料追加いたしました。

我が国における騒音規制は、明治時代の条例規制から数えれば 100 年以上になり、騒音規制法としての歴史も約 40 年になろうとしております。一つの法律が大きな改正もなく、これだけ長い間適用されてきたことは、法律として優れた体系であるとも言えますが、今後ともこれで十分かは、別の問題であります。その意味で、最新の状況に照らして、今後のあり方を不断に考えていかなければならず、本書が行政部門や事業者など現実に騒音規制法に関わっている方のみならず、騒音に係る環境対策の変遷について研究されている方や興味をもっておられる方の参考になればと考えております。

また、最近新聞紙上などで大量退職時代が話題になっておりますが、騒音規制法の創成期からこれらの業務に従事されていた団塊の世代以前の方も現役を離れつつあり、解説や資料の整備・提供が求められております。騒音問題は、現在な

お新しい課題を現代社会につきつけており、決して過去の公害問題ではありません。騒音規制法についても、立法主旨を踏まえて今後のあり方を考えて行く必要があります。さらに、国内規格の国際整合化や EU における騒音対策の進捗など、国際的状况に十分目を向けていかなければなりません。このような背景から、我が国においても、国際的な騒音政策に関する関心も高まってきており、各国の施策検討の資料としても、本書を活用いただきたく思っております。

環境省においても、最新の知見に基づき、法令のあり方や騒音政策の検討が継続的に実施されております。本書を参考に騒音政策や今後のあり方について多くの方々に興味をもっていただければ、筆者としては望外の喜びであります。本書が広く、多くの方々に活用されることを願っております。

2006 年 10 月

東京都環境科学研究所  
末岡 伸一

## はじめに

昭和 43 年に騒音規制法が施行されてから、34 年が経過しました。

この法律は、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に関する許容限度を定めること等によって、国民の生活環境を保全することを主目的とするものです。

騒音は、有害化学物質のように蓄積することはありませんが、日常生活への妨害や睡眠妨害をもたらすことから被害の訴えはむしろ深刻であり、寄せられる苦情の件数も公害苦情の中で常に上位を占めています。

騒音規制法は、指定地域制をとっていること、特定施設、特定建設作業について届出制をとっており年間 10 万件近い届出があること、自動車騒音の常時監視が規定されていることなどから、寄せられる苦情の多さと相まって、現場での法の運用において法文の解釈上の疑義が生じる機会も多くなっております。

騒音規制法は昭和 43 年の制定以来、内容の整備・充実のためにいくたびか改正されており、また、この間に発せられた通知・通達や審議会答申等も膨大な量にのぼっております。

本書は、騒音規制法を逐条的に解説するとともに、環境基準やこれらの通知・通達等の主要な関連資料を収集・整理したものであります。

本書が、騒音防止行政に携わる皆様のみならず、騒音測定や防止技術などの関係者の皆様、研究者の皆様などに幅広く活用されることを願っております。

2002 年 10 月

環境省環境管理局 大気生活環境室長

上河原 献二

## 凡例

- (1) 本書においては、横書きに統一して記述する考え方から、法令文についてもすべて横書きに変換して記述してある。よって、一部を除いて漢数字は算用数字に変換してあり、「第十二条」が「第12条」のように記述されている。
- (2) 横書きに変換した結果、原典において「上欄、下欄」として示された表などは、適宜配置を変更してあるが、本文の記述においては、原典のまま上欄、下欄と記述した。
- (3) 資料編については、容量の関係で抄録としたり一部を略したのものもある。

<b>第1章 総説</b> .....	<b>1</b>
<b>1.1 騒音規制の歴史</b> .....	<b>1</b>
1.1.1 騒音公害	1
1.1.2 戦前の騒音規制	2
1.1.3 戦後の騒音規制	3
<b>1.2 騒音規制法の制定経過</b> .....	<b>5</b>
1.2.1 騒音規制法の制定	5
1.2.2 公害国会における改正	9
1.2.3 環境庁設置に伴う改正	13
1.2.4 都道府県知事の事務の委任と移譲	13
1.2.5 建設作業騒音の測定法の改正	14
1.2.6 規制対象の追加	16
1.2.7 地方分権等に伴う改正	16
1.2.8 改革関係法施行法による改正	17
1.2.9 要請限度の改正	18
1.2.10 市への事務移譲	18
<b>1.3 騒音規制法の概要</b> .....	<b>20</b>
1.3.1 騒音規制法の体系	20
1.3.2 騒音を規制する地域	20
1.3.3 工場等の騒音に関する規制	22
1.3.4 建設作業騒音に関する規制	23
1.3.5 自動車騒音に関する規制	23
1.3.6 地方公共団体による規制	24

**第2章 騒音規制法解説 .....27****2.1 逐条解説 .....27**

- 第1章 総則 27
  - 第1条(目的) 27
  - 第2条(定義) 34
  - 第3条(地域の指定) 42
- 第2章 特定工場等に関する規制 47
  - 第4条(規制基準の設定) 47
  - 第5条(規制基準の遵守義務) 56
  - 第6条(特定施設の設置の届出) 57
  - 第7条(経過措置) 63
  - 第8条(特定施設の数等の変更の届出) 66
  - 第9条(計画変更勧告) 70
  - 第10条(氏名の変更等の届出) 74
  - 第11条(承継) 76
  - 第12条(改善勧告及び改善命令) 78
  - 第13条(小規模の事業者に対する配慮) 84
- 第3章 特定建設作業に関する規制 86
  - 第14条(特定建設作業の実施の届出) 86
  - 第15条(改善勧告及び改善命令) 92
- 第4章 自動車騒音に係る許容限度等 100
  - 第16条(許容限度) 100
  - 第17条(測定に基づく要請及び意見) 106
  - 第18条(常時監視) 110
  - 第19条(公表) 112
  - 第19条の2(環境大臣の指示) 114
- 第5章 雑則 115

第 20 条（報告及び検査）	115
第 21 条（電気工作物等に係る取扱い）	118
第 21 条の 2（騒音の測定）	124
第 22 条（関係行政機関の協力）	126
第 23 条（国の援助）	128
第 24 条（研究の推進等）	130
第 24 条の 2（権限の委任）	131
第 25 条（政令で定める町村の長による事務の処理）	132
第 26 条（事務の区分）	134
第 27 条（条例との関係）	135
第 28 条（深夜騒音等の規制）	138
第 6 章 罰則	142
第 29 条	142
第 30 条	144
第 31 条	145
第 32 条	146
第 33 条	147
<b>2.2 特定施設と特定建設作業</b>	<b>148</b>
2.2.1 特定施設	148
2.2.2 特定建設作業	166
<b>2.3 騒音規制法についての補足説明</b>	<b>171</b>
<b>2.4 条例等による規制</b>	<b>187</b>
2.4.1 法対象以外の施設・作業の追加	187
2.4.2 別の見知からの規制	188
2.4.3 条例独自で行う規制	189
2.4.4 生活騒音	191
2.4.5 生活騒音以外の近隣騒音	198
2.4.6 その他騒音に関わる条例（警察部署所管）	199

**第3章 環境基準等解説** ..... 203

**3.1 環境基本法と環境基準** ..... 203

    3.1.1 環境基本法 203

    3.1.2 騒音に係る環境基準 204

**3.2 騒音に係る環境基準** ..... 206

    3.2.1 旧基準 206

    3.2.2 新環境基準 210

**3.3 航空機騒音に係る環境基準** ..... 217

    3.3.1 旧基準 217

    3.3.2 小規模飛行場の暫定指針（廃止） 221

    3.3.3 環境基準 223

**3.4 鉄道騒音に係る環境基準** ..... 228

    3.4.1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 228

    3.4.2 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針 231

**3.5 環境基準についての補足説明** ..... 233

**第4章 騒音の測定** ..... 245

**4.1 騒音の基礎知識** ..... 245

    4.1.1 音の性質 245

    4.1.2 デシベル 252

    4.1.3 音の評価 254

    4.1.4 騒音 256

**4.2 騒音の測定方法** ..... 260

4.2.1	検討すべき事項	260
4.2.2	測定機器	265
4.2.3	騒音の測定手法	275
4.2.4	建物の音響特性	283
<b>4.3</b>	<b>騒音の防止対策</b>	<b>286</b>
4.3.1	対策の基本	286
4.3.2	工場騒音の防止対策	286
4.3.3	建設作業騒音の防止対策	288
4.3.4	自動車騒音の防止対策	291
<b>4.4</b>	<b>低周波音</b>	<b>293</b>
<b>4.5</b>	<b>騒音に係る規格</b>	<b>296</b>
4.5.1	国際規格と国内規格	296
4.5.2	主な ISO 規格	297
4.5.3	主な IEC 規格	298
4.5.4	主な EC 指令	299
4.5.3	主な日本工業規格	299
<b>資料編</b>		<b>303</b>

審議会答申等	303
§1 騒音の評価手法等の在り方について（答申） （平 10・5・22/中央環境審議会）	489
§2 騒音の評価手法等の在り方について（報告） （平 10・5・22/中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会）	316
§3 騒音の評価手法等の在り方について（報告 別紙） （平 10・5・22/中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会）	331

- §4 環境保全上緊急を要する航空機騒音対策について当面の措置を講ずる場合における指針について  
(昭46・12・27/中央公害対策審議会) 347
- §5 航空機騒音に係る環境基準の設定について(答申)  
(昭48・12・6/中央公害対策審議会) 349
- §6 航空機騒音に関する環境基準について(報告)  
(昭48・4・12/中央公害対策審議会騒音振動部会特殊騒音専門委員会) 353
- §7 環境保全上緊急を要する新幹線騒音対策について当面の措置を講ずる場合における指針について  
(昭47・12・19/中央公害対策審議会) 361
- §8 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定について(答申)  
(昭50・6・28/中央公害対策審議会) 363
- §9 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定について(答申)」に関する附帯決議  
(昭50・6・28/中央公害対策審議会) 366
- §10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(報告)  
(昭50・3・29/中央公害対策審議会騒音振動部会特殊騒音専門委員会) 369
- §11 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定の基礎となる指針の根拠等について(特殊騒音専門委員会報告添付資料)  
(昭50・3・29/中央公害対策審議会騒音振動部会特殊騒音専門委員会) 373
- §12 騒音の評価手法等の在り方について(自動車騒音の要請限度)(答申)  
(平11・10・6/中央環境審議会) 391
- §13 騒音の評価手法等の在り方について(自動車騒音の要請限度)(報告)  
(平11・10・6/中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会) 394
- §14 騒音の評価手法等の在り方について(自動車騒音の要請限度)(報告別紙)  
(平11・10・6/中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会) 400
- §15 今後の自動車騒音低減対策のあり方について(総合的施策)(答申)  
(平7・3・31/中央環境審議会) 406
- §16 今後の自動車騒音低減対策のあり方について(総合的施策)(報告)  
(平7・3・22/中央環境審議会交通公害部会道路交通騒音対策専門委員会) 414

- §17 今後の自動車騒音低減対策のあり方について(総合的施策)(資料)  
(平7・3・22/中央環境審議会交通公害部会道路交通騒音対策専門委員会) 425
- §18 騒音に係る環境基準の設定について(第1次答申)  
(昭45・12・25/生活環境審議会) 444
- §19 今後の自動車騒音低減対策のあり方について(自動車単体対策関係)(答申)  
(平7・2・28/中環審第40号) 448
- §20 今後の自動車騒音低減対策のあり方について(自動車単体対策関係)(報告)  
(平7・2・16/中央環境審議会騒音振動部会自動車騒音専門委員会) 451
- §21 環境保全の観点から望ましい交通施設の構造及びその周辺の土地利用を実現するための方策について  
(昭57・12・24/中央公害対策審議会交通公害部会土地利用専門委員会報告) 459
- §22 風力発電施設から発生する騒音に関する指針について  
(平29・5・26/環境省水・大気環境局長) 497

# 第1章 総説

## 1.1 騒音規制の歴史

### 1.1.1 騒音公害

騒音は、工場・事業場騒音、建設作業騒音、自動車や鉄道等の交通騒音、飲食店営業などの深夜騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、空調機やペットなどによる近隣騒音、マンションなど集合住宅内の生活騒音、オートバイなどの暴走族による騒音、さらに音の暴力ともいえる暴騒音など幅広く存在している。

この騒音は、大気汚染や水質汚濁とは異なり、物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されており、直接に人の健康を損なうことは、きわめて稀であるという性格をもっている。そのため、騒音は、市民生活を送るうえである程度は受忍すべき必要悪であるという考え方をもち、従来は多少の「うるささ」「やかましさ」というものは黙認される傾向にあった。その騒音が、公害問題として取り上げられるようになったのは、近隣の問題にとどまらず、相当範囲にわたり住民の生活環境を損なうものとして登場してきたからにほかならない。

騒音については、戦前においても、苦情、陳情等が生じており、近隣の迷惑行為の一つとしては認識されていたが、現代的な意味での公害という概念はうすかった。また、大都市などでは第二次世界大戦前から生活騒音や工場等の騒音について法令による規制が行われてきたが、比較的早くから行われてきたが、全国的に実施されてきたわけではなかった。さらに、第二次世界大戦後は、工場騒音や交通騒音は、戦後復興や都市の繁栄の象徴と見られる場合さえあった。

しかし昭和30年代に入ると、住居と近接して設置された工場や自動車のクラクション音などの騒音の現状は、目に余るようになってきた。また、比較的小規

模な町工場が多い我が国の実情からは、騒音苦情が生じていながら、経済的負担等のため騒音防止の対策が容易に行われなかった面もあった。このようななかで、騒音問題については、国が直接行う施策の対象とはされず、地方公共団体において独自に騒音防止に係る条例が制定され、規制の措置などが講じられていた。これは、騒音問題が地域住民ときわめて密接な関係にあり、地方公共団体で対処する課題と考えられていたことによる。

しかしながら、経済の発展とともに、都市の驚異的な発展や工業地帯の拡張等により、都市生活の快適さは次第に失われ、住宅と工場との混在、高速道路等の拡大、新幹線鉄道の整備、大型航空機の登場などにより、市民生活は、工場騒音、建設作業騒音、交通騒音など各種の騒音にとり囲まれるようになってきた。

ここに、騒音問題は、生活環境の保全の面から国としての重要な課題として認識されるようになり、従来のような「受忍すべきもの」ではなく、市民生活を維持するうえで、その防止を図っていくべきものとなった。すなわち、各地方公共団体の課題から、市民の生活環境を損なう公害問題のひとつとして、国が積極的な対策を打ち立て規制を加えるべき全国的な課題となったのである。

なお、公害に関する苦情、陳情数をみると、騒音は他の公害に比べて一定程度あり、依然としてその傾向は変わっていない。このことは、住民の権利意識の高まりが背景にあるほか、低い周波数の騒音を始め発生源が多様に拡大しており、今なお、騒音が住民の日常生活にとって大きな障害となっていることを示すものと考えられている。

### 1.1.2 戦前の騒音規制

明治維新後、新政府は、全国の治安の改善などに努めていたが、明治5年11月に警察官による風紀の取締りとして、東京に「違式註違條例」を定めた。この治安取締りの所管については紆余曲折があったが、東京警視本署で所管することになり、騒音については、明治11年に「第七拾四條 街上ニ於テ高聲ニ唱歌スル者但歌舞營業ノ者ハ此限ニアラス、第七拾五條 夜間十二時後歌舞音曲又ハ喧呶シテ他ノ安眠ヲ妨クル者」が「註違罪目」として定められており、各地でも同様の規程が定められていった。このように、我が国では大都市を中心に明治の始めから、夜間12時以降の静穏を求めるといふ騒音規制が実施されていたのである。

この前述の内容を含めて、明治期から現在につながる騒音規制を概観すると、

## 第2章 騒音規制法解説

### 2.1 逐条解説

#### 第1章 総則

##### 第1条（目的）

この法律は、<sup>①</sup>工場及び事業場における事業活動並びに<sup>②</sup>建設工事に伴って発生する<sup>③</sup>相当範囲にわたる<sup>④</sup>騒音について<sup>⑤</sup>必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、<sup>⑥</sup>生活環境を保全し、<sup>⑦</sup>国民の健康の保護に資することを目的とする。

（昭45法108・昭45法135・一部改正）

#### 趣 旨

##### 1 本法の目的

本条は、工場騒音及び建設作業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する旨の本法の目的を明らかにしたものである。

本法には、工場騒音及び建設作業騒音の規制、並びに自動車騒音に係る許容限度の設定等のほかに、飲食店営業などに係る深夜騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制についても定めているが、深夜騒音などの規制については、入念規定として地方公共団体の姿勢を示しているものであり、直接本法において規

の実情に応じて規制を行っていくことにより、より適切に騒音対策が図られるという趣旨から、本法の対象とはされなかったものである。ただし、これらの騒音に対する地方公共団体の規制を促す意味から、これら騒音についての入念規定が騒音規制法のなかに設けられている。

上述の騒音のほかに、街頭宣伝車等による拡声機を利用した騒音で、暴騒音と呼ばれる区分があるが、これらは、「音の暴力」といえるもので、一般的な騒音規制から分離して、「国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和63年12月8日法律第90号）」や各都道府県の暴騒音規制条例により、公安委員会所管として取締りが実施されている。また、暴走族やローリング族によるバイク等の騒音も地域住民に多大な被害を与えているが、これらについては、道路交通法の共同危険行為として取り締りが行われており、一部地方公共団体では、暴走族等根絶の条例も制定されている。

## 解 説

### ①「工場及び事業場における事業活動」

工場又は事業場の定義については、本法では別段の定めをしていないが、一般的にいて継続的に一定の業務のために使用される場所を指すものと解される。工場及び事業場の区分についても本法では明らかではないが、一般通念では「工場」とは、物の製造または加工を行うところであり、「事業場」とはそれ以外のところをいうものといえる。ただし、本法では「工場及び事業場における事業活動に伴って発生する騒音」であるかどうかの問題となるものであって、工場であるか事業場であるかは、さしたる問題ではない。

本法の対象となるのは、「工場及び事業場」という場所的概念と「事業活動」が結びつくことが必要である。この場合、事業活動は、単に営利を目的とするものに限定することなく、国、地方公共団体、公団・公社等の公的機関の活動も含めて広い意味に解される。いわば、一定の業務のために使用されるすべての場所を意味しており、大学、官庁、研究所、ビルなどを含めて広く解釈されている。

建設作業の現場は、例えば事業場での建物増築工事など、事業場のなかに観念的に含まれることもあるが、そこで使用される建設機械は、特定施設としての指定を行わないこととしているので、實際上、工場騒音という概念からの規制は及ばず、建設作業騒音としての規制を受けることになる。